

ストレスチェック制度に携わる皆さまへ

ストレスチェック制度 サポートダイヤルのご案内

～ストレスチェック制度に関する疑問にお答えします！～

平成27年12月から、常時使用する従業員へのストレスチェックの実施が義務化されます（従業員数50人未満の事業場は当分の間、努力義務）。

「ストレスチェック制度サポートダイヤル」では、産業医、保健師などストレスチェックの実施者、事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者などからのストレスチェック制度の実施方法、実施体制、不利益な取扱いなどに関する相談にお答えします。ぜひご活用ください。

電話番号：



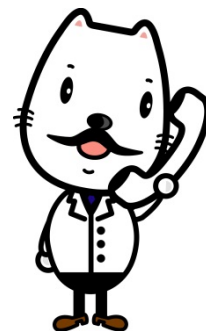
0570-031050

※相談は無料ですが、通話料金がかかります。

開設日：平成27年5月20日（水）

受付時間：平日10時～17時

（土日祝12月29日～1月3日を除く）



【ご相談の一例】

- ・ストレスチェックとは、いつまでに何を実施すればいいのですか？
- ・標準的なストレスチェック調査票に、自由な質問を加えても大丈夫ですか？
- ・ストレスチェックの結果通知に同意確認の書類を同封してもよいですか？
- ・ストレスチェックの実施と面接指導の実施が別の医師でも問題ないでしょうか？



独立行政法人労働者健康安全機構
産業保健総合支援センター